

さいたま市告示第 1 4 3 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 6 年 8 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 株式会社高島屋 大宮店
所 在 地 さいたま市大宮区大門町 1 丁目 3 2 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社高島屋
代 表 者 代表取締役 村田 善郎
住 所 大阪府大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
外 4 名

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

駐車場	収容台数	備考
隔地駐車場①（タイムズ大宮）	1 5 0 台	令和 5 年 3 月 3 1 日 みずほパーキングに名称変更
隔地駐車場② （大宮パーキングセンターシロタ）	1 0 0 台	
隔地駐車場③（大宮ガレージ）	3 0 台	
隔地駐車場④（仲町センター）	1 台	平成 1 7 年 9 月 3 0 日廃止
隔地駐車場⑤（さいたま市桜木駐車場）	7 台	令和 6 年 3 月 2 4 日廃止
合計	2 8 8 台	

(変更後)

駐車場	収容台数
隔地駐車場①（みずほパーキング）	1 5 0 台
隔地駐車場② （大宮パーキングセンターシロタ）	1 0 0 台
隔地駐車場③（大宮ガレージ）	3 0 台
隔地駐車場④（大宮駐車場）	8 台
合計	2 8 8 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数
隔地駐車場①（タイムズ大宮）	2箇所
隔地駐車場② （大宮パーキングセンターシロタ）	2箇所
隔地駐車場③（大宮ガレージ）	2箇所
隔地駐車場④（仲町センター）	2箇所
隔地駐車場⑤（さいたま市桜木駐車場）	4箇所
合計	12箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数
隔地駐車場①（タイムズ大宮）	2箇所
隔地駐車場② （大宮パーキングセンターシロタ）	2箇所
隔地駐車場③（大宮ガレージ）	2箇所
隔地駐車場④（大宮駐車場）	2箇所
合計	8箇所

(4) 変更の年月日

ア（ア）備考欄記載のとおり

イ（ア）令和6年3月24日

(5) 変更する理由

事業者都合により変更

2 届出年月日

令和6年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和6年8月9日から令和6年12月9日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるができます。

(1) 意見書の提出期間

令和6年8月9日から令和6年12月9日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944